平成２５年（フ）第３８号
山口県宇部市大字東須恵726番地69、従前の住所山口県宇部市大字船木4768番地
債務者　長谷川正信
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第６２号
北海道苫小牧市桜木町３丁目３番15―101号
債務者　河井　亮介
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第６９号
北海道苫小牧市日吉町１丁目２―２　ハイムピュア102号室、住民票上の住所北海道苫小牧市本町２丁目６番９―601号
債務者　齋藤　正子（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第６７号
仙台市宮城野区東仙台６丁目18番１―302号、旧住所仙台市泉区松陵１丁目２番地の４
債務者　高橋セツ子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２７５号
宮城県黒川郡富谷町ひより台２丁目13番地11パークサイド102
債務者　佐々木昭義
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２７６号
仙台市宮城野区福田町南１丁目11番５―606号、従前の住所仙台市太白区日本平46番15号
債務者　四ツ谷栄治
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３２０号
仙台市青葉区中江２丁目12番５号　おおやけ荘102
債務者　橋本　　渡
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３８号
茨城県高萩市高浜町３丁目104番地高浜住宅４―402
債務者　吉田　加織
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第４１号
茨城県高萩市大字上手綱3003番地の６京芝園別館Ｂ―102
債務者　板垣　　晃
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第４２号
茨城県日立市川尻町５丁目15番15―204号、旧住所茨城県日立市田尻町４丁目33―１―404
債務者　相田　綾香（旧姓大平）
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第４３号
茨城県高萩市有明町２丁目95番地の２有明アパート101、前住所茨城県高萩市東本町４丁目５番地の17ヤママス東荘10号
債務者　塚田　真美（旧姓大和田）
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１３２号
岐阜県山県市高富2456番地
債務者　浦﨑　　富
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１６６号
岐阜県本巣市文殊46番地10
債務者　春日井勝美
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１６７号
岐阜県本巣市文殊46番地
債務者　春日井弘子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１７２号
岐阜市近島１丁目11番１号
債務者　ｃｏａｓｔこと　藤井　邦明
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１６３号
神戸市須磨区菅の台７丁目14番地の５
債務者　田中　健一
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部